

社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として月額3,000円を支給する。

2 評議員の報酬は、年額15,000円を超えないものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。